

子育て応援特別手当の概要

1 目的

現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の第2子以降の児童に対して、児童1人あたり、3万6千円を支給することにより、子育て家庭に対する生活安心の確保を図ることを目的としています。

2 支給対象児童

3歳以上18歳以下の児童が2人以上いる世帯で、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた、第2子以降の児童が対象となります。

ただし、住民登録等の要件は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ◎ 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ◎ 本市の外国人登録原票に登録されている外国人のうち、法律で定める在留資格を有していること。(短期滞在の在留資格を除きます。)

3 支給対象者

支給対象となる児童の属する世帯の世帯主となります。

4 支給対象児童数

横浜市全体で、約49,000人が支給対象児童と見込まれます。

5 申請及び支給の流れ

- ①横浜市から申請書と案内等を支給対象者(世帯主)に郵送します。
- ②申請書等を受領した支給対象者は、横浜市に対して申請を郵送で行います。
申請書の他に「本人確認書類(運転免許証等の写し)」及び「振込先の口座通帳の写し」が必要となります。
- ③横浜市は、申請書等の内容を審査した後、手当を口座に振り込みます。